

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業の持続的な成長を通じて、株主、顧客企業、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標にしております。

持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社グループにおける重要な経営課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使】

当社は、現時点において、株主総会における議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳等は実施しておりません。今後の株主数や株主構成の変化等の状況に応じて、実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2. 英語での情報の開示・提供】

当社は海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-10-1. 独立した諮問委員会の設置】

当社では、取締役の選任や報酬などの諮問委員会については設置しておりませんが、独立社外取締役2名からは、取締役会において積極的な意見が述べられるとともに必要に応じて助言も行われており、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言が十分に得られていると考えております。

なお、今後につきましては、委員会の設置の必要性を含めて、検討してまいります。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性について分析・評価の概要】

当社の取締役会では、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行っておりませんが、原則として各役員に取締役会資料を事前配布し、審議時間を十分に確保することや、監査役も交えた自由闊達で建設的な議論・意見交換の実施などにより、取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。

今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示については、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

現在当社は政策保有株式は保有しておりません。ただし、当社は、取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化及び関係強化による当社事業の拡大等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、取引先等の株式を取得及び保有する場合があります。当社は、政策保有株式に関し、定期的に取締役会において、当社の企業価値向上に繋がるかを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性の確認を行ってまいります。当社は、政策保有株式について、当社の企業価値向上の観点から総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、関係会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。加えて、監査役会及び監査法人による確認を行っております。また、当社では、取引開始前に関連当事者リストと突き合わせを行い、関連当事者取引に該当するか否かの確認を行います。その結果、関連当事者取引に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に検討した上で取引を開始することとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度はありませんが、従業員の資産形成のために確定拠出年金制度を導入しております。従業員に対しては、入社時に確定拠出年金セミナーを実施し、資産運用を始めるにあたっての制度の基本的知識や運用商品の特性、運用に関する注意事項等について教育を行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報についても、当社ホームページ等の様々な手段により開示を行っています。()企業理念、中期経営計画を当社ホームページ、短信、有価証券報告書等にて開示しています。()コーポレートガバナンスの基本的な考え方を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。()取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、業績、経営環境、職責、世間水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮の上、取締役会にて決定することとしております。監査役報酬については、監査役会での協議により決定しております。()経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行います。()新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定としての取締役会において法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しています。また、経営陣に委ねる範囲については取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役、

各部門の職務権限を明確化しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準とし、独立社外取締役を選定しております。また、実績、経験及び知見から、取締役会において活発で建設的な意見を述べることができ、取締役会での貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む計10名の取締役により構成されております。取締役の選任においては、当社グループの成長及び中長期的な企業価値向上の達成に必要な知識、経験及びリーダーシップ性を考慮するとともに、社外取締役においては独立した立場で業務執行及び組織運営における監視・監督を期待できる人材を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮して取締役会を構成しております。

【補充原則4-11-2. 取締役会及び監査役の兼任状況】

当社の社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、当社の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる兼務の状況であると判断しております。

また、他の上場会社の役員を兼任している場合における重要な兼任につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ、開示を行っております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、個々の役員の知識や経験を勘案の上、期待される役員各自の役割や責務を十分に果たすために必要な研鑽機会の提供を行ってまいります。また、各自の知識の更新や能力開発の費用についても、必要に応じて会社として支援してまいります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しております。また、株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催しております。当社は、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、社長又はIR担当取締役が説明を行っております。また、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報となることがないよう情報の管理に注意しております。"

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
濱村 聖一	2,208,531	9.46
柿内 和徳	1,442,359	6.18
川瀬 太志	1,232,089	5.28
株式会社HAMAMURA HD	1,200,000	5.14
株式会社安成工務店	1,197,000	5.13
大津 和行	1,080,232	4.63
東進住建株式会社	720,000	3.08
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会	686,500	2.94
中山 史章	611,089	2.62
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	446,000	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
荻原 俊彦	その他													
赤井 厚雄	その他													
森田 正康	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻原 俊彦			荻原俊彦氏は、行政書士の資格を有しており、企業のリスク管理に係る豊富な経験と専門的で高い見識を有していることから社外取締役として選任しております。
赤井 厚雄			赤井厚雄氏は、金融機関での豊富な経験に加え、大学教授としての幅広い識見を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

森田 正康		森田正康氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

a. 監査役及び監査法人の連携

監査役及び監査法人は、以下の事項を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告
- ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
- ・たな卸及び部門監査の同席

b. 監査役及び内部監査室の連携

監査役及び内部監査室は、以下の事項について連携して監査を実施しております。

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制の対応等

c. 三様監査(監査役、内部監査室、監査法人による監査)の連携

最近1年間における監査役、内部監査室、監査法人の3者の連携に係る会議を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 泰功	その他													
坂田 真吾	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 泰功			山本泰功氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
坂田 真吾		坂田真吾氏は、当社顧問弁護士事務所である「本間合同法律事務所」に所属しております。	坂田真吾氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と専門的で高い見識を有していることから社外監査役として選任しております。なお、同氏が在籍する「本間合同法律事務所」は当社顧問弁護士事務所の一つですが、当社が同事務所へ支払っている顧問料は、同事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。同氏は同事務所において当社の担当として関与したことはなく、同事務所においては情報の遮断が行われておりますので、今後も同氏が当社案件に関与することはありません。また、同氏は当社の主要株主でもないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、同氏の独立性に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役及び監査役(以下「取締役等」といいます。)の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除いた取締役にあつては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあつては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役(社外監査役を含む。)にあつては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度を導入しております。

本制度は、取締役等に対して、当社が定める役員株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。

また、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員については、経営参画意識の向上と業績向上に対する意欲や士気を高めるために付与しております。また、顧問については、当社の業績向上や事業に対する貢献等を期待し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理本部が行っており、取締役会に関する資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社取締役会は10名(うち社外取締役3名)の取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。

・監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(ともに社外監査役)の3名によって構成されております。監査役は取締役会に出席するとともに、業務監査も実施、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する違法性を監査しております。当社では、監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。

・常務会

当社では、経営に関する重要事項を協議する場として、常務会を設置しております。常務会は、代表取締役社長、取締役常務執行役員及び常勤監査役その他代表取締役社長が必要とする者により構成されており、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び事業運営に関わる事項について協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図るため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。それぞれ会社経営、行政書士、弁護士としての幅広い知見と経験を有しており、客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行について監督しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年4月期の定時取締役会招集通知は、法定より3日早い2019年7月12日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が4月であるため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	招集通知や決議通知を自社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。 https://www.hyas.co.jp/corporate/ir/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施しております。 説明会の資料及び説明の書き起こしは当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社に関する情報を公平かつ適時・適切に開示することは、経営の透明性を高めるため、また、信頼性を向上させるための活動であると認識し、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを図ることで、当社をより深く理解していただくとともに、信頼関係の構築を目指してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成25年4月15日開催の取締役会におきまして、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、整備しております。なお、平成27年5月1日に会社法が改正されたことに伴い、平成27年8月18日開催の取締役会において内容の一部を改正しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(d) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し運用するものとし、適切に対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(b) リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応はリスク管理委員会が行うものとする。

(c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(d) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(b) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。

(c) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。

(d) 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

(b) グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

(c) 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

f. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

(b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を読み、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

(b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行

に必要でないと思われる場合を除き、速やかに処理するものとする。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(b) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の「k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の排除にかかる調査実施マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、以下のとおり取り組んでおります。

・取引先等の調査について

当社は、新規取引開始においては、経営管理本部が主管となり、取引申請ワークフロー時等において、取引先等が反社会的勢力と関係ないことを、「日経テレコン21」等にて調査を実施し、反社会的勢力との関連が無いことの確認を行った上で、取引を開始しております。また、継続取引先についても前回調査実施から1年以上経過している取引先について新規取引開始時と同様に調査を実施しております。

・その他体制整備の状況について

・契約書・取引規約に反社会的勢力と判明した場合、即解約の条項を規定。

・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素より、警察・弁護士事務所・暴力団追放運動推進都民・センター等の外部専門機関との密接な連携関係を構築。

・反社会的勢力からの接触に対する対応マニュアルの制定。

・暴力団追放運動推進都民センターへの加入及びセミナー等への参加。

・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集への取り組み。

